

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成29年 2月21日(火)
---------------	----------------------

②施設・事業所情報

名称 アスク名東藤が丘保育園	種別：保育所
代表者氏名： 野原 牧子	定員（利用人数）：60名
所在地： 愛知県名古屋市名東区小池町2-2	
TEL： 052-726-8052	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成28年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 日本保育サービス	
職員数	常勤職員：20名
専門職員	(園長) 1名
	(主任保育士) 1名
	(保育士) 12名
	(栄養士) 1名
	(調理パート) 2名
施設・設備の概要	(居室数) 6室
	(設備等) 調理室・事務室・園庭
	屋上園庭

③理念・基本方針

★理念 1. セーフティ(安全)&セキュリティ(安心)を第一に 2. お子様が1日を楽しみ過ごし思い出に残る保育を 3. 本当に求められる施設であること 4. 職員が楽しく働けること ★基本方針 1. 子どもの「自ら伸びようとする力」「後伸びする力」を育てる保育を 2. 子どもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす「五感で感じる保育」の充実を
--

④施設・事業所の特徴的な取組

子ども達の「生きる力」「伸びる力」を育むことを目的に、それぞれの年齢・発達に合わせた多様な保育プログラムを実施しています。

1.運動あそび 遊びを通して体を動かすことで、幼児期に必要な運動機能や健やかな心の発達を促します。運動遊びから得られた成功体験は何事にも意欲的に取り組もうとする自主性や自立心を養うため運動あそびに取り組んでいます。

2.音楽あそび 幼児期から多様な音楽に合わせて体を動かしたり、歌ったりすることで心と体の一致・調和を促し「聞く力・リズム感・感性」を養えるよう保育に取り入れています。

3.クッキング保育 子どもたちが食べ物について考え、食材を見たり触ったり、においをかいだりすることによって感じる心を育てます。種や苗から野菜を育てて収穫し、それを調理して食材本来の味に触れて、食べ物の大切さを知ると共に、嫌いな食材でも「食べてみたい」と思えるような保育をしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年10月18日（契約日）～ 平成29年6月30日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	0回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆理念、基本方針の実践

保育園が特に力を入れているアピールポイントとして、子どもたちの「生きる力」や「伸びる力」を育むことを目的に、年齢・発達に合わせた多様な保育プログラムを実施している。職員も子どもたちも明るく、礼儀正しく、元気潑刺としている。理念として掲げている「セーフティ&セキュリティを第一に」の通り、園（職員）は随所で安全・安心に配慮している。開設間もない保育所ではあるが、園長の指導の下、職員が理念や基本方針等を意識して保育実践に取り組んでいる。

◆園運営に対する保護者の高い評価

園開設（平成28年4月1日）と共に園長に初就任し、園運営のノウハウの蓄積がなく、また職員の力量把握が難しい状態での運営開始であった。そのような中ではあるが、園長と主任保育士の息の合った指導によって、職員を一つにまとめあげて円滑な園運営につなげている。子ども一人ひとりを大切にしたい保育の実践に対して保護者の評価は高く、保護者アンケートには、園の特徴を「アットホーム」とする回答が極めて多かった。

◆充実した「食育」

食農指導員による巡回指導を中心に食育に取り組み、「年間食育計画」を作成して子どもの発育に応じた食育を目指している。具体的には指導員による専門的な知識と技術を基に野菜の栽培から収穫までを行い、クッキング保育等を通じて子どもが食べ物について考え、食材を見たり触ったりすることによって感じる心を育てている。子どもたち自身が育てた野菜を収穫し、調理して食べる事で食べ物の大切さを知り、嫌いな食材でも食べてみたいと思えるように工夫をしている。さらに、振り返りシートで1年間の取り組みを反省したり、「食事参観」を保育参観と同日に行って保護者にも給食を食べてもらったり、毎日サンプルを玄関に表示したりして家庭と食に関しての連携を深めている。

◇改善を求められる点

◆園の特徴を活かした事業計画の策定を

「平成28年度事業計画書」は策定されており園運営の基になっている。しかし、開設初年度ということもあって、この事業計画は法人が策定したものであり、策定過程で園長や職員の“思い”が集積された計画とはなっていない。自ずと、PDCAサイクルをイメージした道筋が職員全員へ浸透せず、計画の内容に関しても共有されていないように思われる。体制が整った次年度以降については、職員の意見や思いを拾い集め、園の特徴を活かした中・長期計画や事業計画の策定が望まれる。

◆積極的な地域交流を

開設から1年も経過していない園であり、地域での知名度も低く、効果的な交流・連携は出来ていない。「夏祭りのご案内」を区役所の定期刊行物に掲載してPRに努める等、運動会や夏祭り等の園行事の機会を利用して地域との交流を図ろうとしてはいるが、さしたる効果は挙がっていない。ボランティアの受け入れに関しても低調である。次年度以降は、園は地域における「社会資源」と認識して地域交流の裾野を広げ、子ども達が社会体験を積める具体的な取り組みとなるよう期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園して初めての受審でしたが、保護者の皆様に温かいご意見を頂き、うれしく思いました。

園を運営していく上での、今後の課題をより具体的に把握することができました。職員全員で計画を策定し、よりよい園運営に努めていきたいです。

ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園独自のものではないが、法人の運営理念である「セイフティ(安全)&セキュリティ(安心)」を第一に、「お子様が一日楽しく過ごし、思い出に残る保育を」、「本当に求められる施設であること」、「職員が楽しく働けること」の4点を掲げ、園長以下全職員が一丸となって園が運営されている。新設園のため、保護者へは入園説明会の機会に十分な説明が行われた。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
保育園の事業経営をとりまく環境の第一は次年度以降の子どもの入園見込みであるとするなら、入園見込みが園独自でリサーチはされていない。但し、区役所の民生子ども課との連携を密にして、入園見込みの把握は常に行っている。現在定員60名であるが、次年度は72名の受入れを計画している。			
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	a ・ Ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
経営課題の一つとして、60名⇒72名の定員増による受入れ体制をどうするかが挙げられる。当然、組織体制、設備の整理、職員体制、人材育成等が課題となるが、職員へ伝達しているが一つひとつの課題を期限を決めて解決に向けた討議の記録は確認できなかった。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a ・ b ・ Ⓒ
評価機関のコメント			
事業計画と称するものは法人が策定したもので、「平成28年度事業計画書」はある。しかし、園独自のビジョンを描いた中・長期(3～5年)の計画は確認できなかった。中・長期計画にはビジョンを描き、何を(重点実施事項)計画(目標)するのか議論することから始めることが望まれる。			

	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
園独自の中・長期(3～5年)の計画は確認できず、従って、初年度としての平成28年度計画の位置づけとなっていない。次年度以降は中・長期計画に基づいた単年度計画を策定し、その結果を踏まえて翌年度以降の計画を策定していく等、年度単位のPDCAサイクルの定着が望まれる。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
今年度の新設園であり、計画の策定に職員の参画は不可能であった。法人の協力を得て、園長主導で事業計画が作成された。次年度以降は、職員の参画を図り、計画策定の段階で評価・見直しの「時期」を明確にすることが望まれる。			
	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
自己評価の判断した理由や根拠に「入園説明会で説明し周知している」とあったのは計画ではなく「入園のご案内」を指している。次年度以降は、配布文書のタイトルに「計画」とした資料も併せて説明・周知することが望まれる。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
園の目指す「保育の質の向上とは何か」を論じられた記録は確認できなかった。しかし、常に利用者や保護者の満足度を高めようとの意識はあり、日頃から「保育の質の向上」を意識した指導は行われている。第三者評価は今回が初めてであり、第三者評価の計画的な実施、結果分析、改善策の作成等、一連の検討の仕組みが定められていない。今回を契機に仕組み作りが望まれる。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
平成28年4月1日開設の園であり、保育の内容を自ら評価する仕組みは構築されていない。開設初年度から第三者評価を受審し、課題の抽出の一手段としてとらえ、前向きに取り組んでいる。従って、評価結果に基づく計画的な改善策の実施は次年度以降となる。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
法人が定めた職務分担に園長の職務は明記されている。1～7まで定められてるが、「〇〇〇統括」とした表現となっており、具体的なアクション及び手続き等が明記されていない。従って、仮に園長不在（一時的でも）となった場合、代行者が園長と同等レベルの対応、処置を円滑に行うことは難しい。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
法令遵守の観点は広範囲に法令を守ることが求められているが、コンプライアンスに対する認識、浸透度が薄い。園長は法令遵守の観点で研修や勉強会に参加しているが、その内容を職員と共有（理解）する施策が取られていない。コンプライアンスに関する園内での勉強会の記録は確認できなかった。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
「意欲を持って保育にあたる職員を育てたい」との、保育の質の向上を目指す園長の思いが職員に伝わっておらず、園の目指す「保育の質の向上」とは何か職員間で共有されていない。自己評価を基に園長面談は行われているが、それが「保育の質の向上」につながったか否かが把握できていない。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
新設園のため、法人内での異動、他法人からの移籍、再就職、新規採用等、様々な経歴の職員が集まった。初年度はそれらの職員の力量や個性、考え方を把握することを第一と考え、定期的に個人面談を実施した。業務改善や実効性を高めるための具体的な取り組みは、次年度以降の課題となる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	④ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
開設初年度であり、現在は「必要な福祉人材の確保」は出来ている。事実加配保育士1名が配置されている。園運営のための人材確保(採用活動業務全般)は法人本部が行っている。法人の仕組みとして年1回、就労希望等のヒアリングの中で退職等についても把握する仕組みがある。園独自でも職員採用の活動を心がけており、園内の掲示版に「募集広告」を掲載している。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ⑤ ・ c
評価機関のコメント			
法人主導の人事考課の制度はあるが、法人と園とで役割が明確になっていない。人事考課の結果が園長へフィードバックされておらず、賞与支給の査定のためであり、職員のスキルアップを目指したものとはなっていない。園では上半期、下半期で目標と達成度を面談して評価をしているが、本人が納得する形での評価の仕組みが出来ていない。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保 16	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント 園長は常日頃より「働きやすい職場づくり」に努めており、職員の態度、表情を見ながら声掛けを積極的に行っている。必要に応じて面談をしているが、記録を残していないために、面談したことでどのようなになった(改善された)のかフォローがされていない。「働きやすい職場」とは、「職員の心身の健康と安全の確保」、「ワークライフバランスに配慮した職場づくり」とあるが、その具体的な内容を園独自で議論することが望まれる。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント 法人と園とで、職員の育成に関する役割が明確になっていない。従って、園独自で自己完結する取り組みは出来ていない。「個人別年間研修計画」があり上期、下期の目標設定はされている。ただし、法人の策定した「人材ビジョン」とは必ずしも結びついていない。法人が計画する「階層別研修」は必須研修となっており、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みと理解できる。			
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント 法人の定めた「人材ビジョン」があり、社歴年次別のビジョンが掲げられている。ただし、「人材ビジョン」到達を目指した職員の研修計画は確認できなかった。また、必須である「階層別研修」の案内は開催の1～2ヶ月前に案内があり、計画に沿った教育・研修の実施とは言い難い。専門資格等を取得することも職員の教育・研修計画として策定し、実施していくことが望まれる。			
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント 「階層別研修」は必須であり、「自由選択研修」(交通費支給)は、職員が希望通り参加できるように配慮している。受講後の「研修レポート」は園長へ速やかに提出されている。職員一人ひとりの教育・研修参加頻度を俯瞰するものを備え、参加頻度の均一化と参加を促すことができる仕組み作りを期待したい。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ b ・ ㉟
評価機関のコメント 法人が定めた「実習生受入れガイドライン」は確認できた。しかし、開設初年度であり、実習生を依頼する保育士養成校との連携も出来ていないこともあって受け入れ実績はない。実際に実習生を受入れることを想定して、園独自の「受け入れマニュアル」やカリキュラム作りが端緒となる。また、保育士養成校への接触を図ったり、受け入れ経験のある他園から学ぶことも積極的な取り組みと位置付けられる。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント 開設初年度の第三者評価の受審は、透明性確保の一手段として評価したい。「保護者アンケート」からは適正な経営・運営がされていることが読み取れる。また、「入園のご案内」の仔細からも同様である。しかし、保育園を利用しようとする者が当園のホームページにアクセスした場合には、必ずしも利用者視点の情報提供とはなっていない。「入園のご案内」を抜粋した情報をホームページに掲載し、更に運営の透明性を高めることが望まれる。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園長は園を「公正かつ透明性の高い適正な経営・運営」をしていると認識し、規定に沿って実践している。例えば備品、消耗品、文具等の購入については法人へ購入申請を上げて、承認を得る手続きを踏んでいる。従って、購入先、商品価格等は透明性が保たれている。園単位の月次収支を把握した資料は確認できなかった。外部監査は法人が受けている。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
開設から1年も経過していない園であり、地域の知名度も低く、効果的な交流・連携は出来ていない。運動会や夏祭り等の園行事の機会を利用して地域との交流を図ろうとしてはいるが、未だ大きな効果は挙がっていない。「夏祭りのご案内」を作成し、地域に配布してPRに努めている。次年度以降は、園は地域における「社会資源」と認識して地域交流を広げ、子ども達が社会体験を積める具体的な取り組みとなるよう期待したい。			
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
法人が標準と定めた「ボランティア受入れガイドライン」があるが、開設初年度でもありボランティアの受け入れ実績はない。実際にボランティアを受入れることを想定して、園独自の「マニュアル策定」が望まれる。また、小・中学校等の教育機関を訪問し、福祉体験学習等の受け入れを呼びかけることを望みたい。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
年1回ではあるが、区役所、保健所、療育センター等の連絡会に参加し、関係機関等との連携に努めている。「子育て支援センター」が主催する子育て支援イベントの「すくすくメイト 子育てふれあい広場」や「すくすくミニ広場」へ園長、主任が出向いて子育て支援を行った。次年度以降は、さらに「子育て支援センター」との連携を深め、より多くの職員が参画できるよう、計画的な交流・連携を望みたい。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
新規開設の園であり、地域の認知度も低く、園が有する機能を地域に十分には還元できていない。しかし、区の「子育て情報誌」に園の連絡先を掲載し、園への来訪者や電話相談に応じる等、積極的な社会還元の姿勢を取っている。園の存在を積極的にPRすると共に、園は「専門的な知識・技術を有する地域資源」であることを再認識して地域に還元されることを望みたい。			
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
区の担当課や園長会への出席から情報を得て、地域の保育ニーズの把握に努めているが、直接園独自で調査したことはない。区の「子育て広場」への参加や電話相談等はあるが、先ず、園独自で出来る「公益的な事業・活動」はどのようなことがあるか職員全員で議論することを望みたい。次年度以降は区・民生こども課との連携を進め、具体的に公益的な事業・活動を年間計画に掲げて行うことを望みたい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
運営理念や保育目標に子どもを尊重した基本姿勢が明示されており、玄関にも掲示してある。職員には「業務マニュアル」やオリエンテーション、社内研修等で周知しており、10月には子どもの尊重、基本的人権への配慮について状況の把握、評価を行い、定期的に見直す取り組みがなされている。今後は「倫理綱領」の策定や周知、保護者が共通認識できる機会が持てるような取り組みを期待したい。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
プライバシー保護や虐待防止に関わる知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢、責務等については「業務マニュアル」や「運営規定」に記載されており、会議や研修を通じて周知をしている。また、日々の保育でもプライバシー保護に関する取り組みとして、トイレの環境を整備したり子どもにとってふさわしい快適な環境と設備面への工夫・配慮がなされている。今後は、権利擁護に関する周知、発信を職員、保護者に対してより充実させていくことが望まれる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
利用希望者に対しホームページ、パンフレット等が充実しており、希望者はいつでも情報が入手できる。また、随時見学を受け付けており、受付時の体制も整備され、希望者に対しては、丁寧で分かりやすい説明が実施されている。さらに見学者アンケートを実施し、アンケートから得た改善点等を適宜見直し、より情報が分かりやすくなるように努めている。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育の開始・変更については、入園説明会や入園式で説明し、重要事項等は資料を保護者へ配布する等、保護者に向けて分かりやすく説明できるように取り組み、同意を得ている。また、配慮が必要な子どもの保護者に対しては、園長と主任が個別に対応しており、説明の手順や内容等がルール化されている。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
転園、退園する際の引き継ぎは保護者の意向を踏まえ、口頭で引き継いではいるが、保育の継続性に配慮した手順や引き継ぎ文書等の仕組みが確立していない。また、口頭で伝えてはいるが、相談できる環境作りとして、保育利用の変更や終了した際に継続的に対応できるように設置してある相談窓口の案内を文書化することが望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
利用者満足の向上を目的とする取り組みは、保護者が参加した行事後にアンケートを取って満足度や内容の改善点を調査し、担当者の反省を踏まえ、年度末の会議で見直している。また、運営委員会が10月に開催されており、園長、主任、本社の管理職も参加し、保育について保護者の意見や満足度を確認する仕組みができている。参加できなかった保護者へも運営委員会での内容を後日配布している。今後は、個別の懇談会を定期的に行い、より意見が伝えやすい環境整備が望まれる。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決の仕組みは、解決責任者の配置、受付担当者の設置、第三者委員の設置と整備されており、明文化もされている。また定期的にアンケートや保護者の声が聞けるような配慮がある。今後の課題は、密室性の排除と社会性・客観性の確保の為に第三者委員を複数人設置すること、「重要事項説明書」に第三者委員を記載すること、苦情の内容や解決策を保護者へフィードバックする仕組みの確立等である。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者が意見を述べやすい環境作りとして、意見箱や相談窓口を設置している。相談方法や相談相手、相談場所が複数選べる体制になっており、必要に応じて相談ができ、意見が述べやすい環境作りが整備されている。また、玄関先や「重要事項説明書」にも相談方法や相談窓口が明示してある。職員は日常的に言葉掛けを積極的に行い、保護者が安心して相談できる体制が構築できている。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保護者から受けた意見や相談は相談記録に残しており、ミーティングや職員会議等を通じて小さな事でも相談内容を報告し、組織として改善課題が周知されている。また、課題に対しても夏祭りの時間を変更する等、迅速な対応を行う仕組みもできている。今後は、連絡帳で知れた意見や相談内容をコピー等で残すことや、マニュアルの定期的な見直しが望まれる。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの安全管理は警備会社に委託しており、非常通報監視及び火災監視、閉園時間帯における防犯対策等がされている。また、園外に出かける時はコセコム（緊急携帯通報機器）を携帯しており、通報を受けた警備員が現場に急行するシステムが確立されている。さらに、安全管理責任者が安全点検表と安全管理機能の見直し、ケース検討などを行い、職員へ安全確保や事故防止に関する研修を実施している。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
感染症の予防、対策についてはマニュアルと厚労省の「保育所における感染症対策ガイドライン」を基に周知、徹底をしている。また、保護者に対しての取り組みは、毎月「保健だより」を発行したり、教室にホワイトボードを設置して感染症発生状況を知らせている。今後は、感染症予防と発生時の対応マニュアルを定期的に見直すことや、感染症対策についての責任と役割を明確にした管理体制の整備、明文化が望まれる。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの安全確保の取り組みとして、職員の災害時対応体制の周知が図られ、避難訓練が毎月実施されている。火災や地震を想定した消防訓練だけでなく、安否確認の方法、引き渡し訓練、降園時には保護者も一緒に訓練に参加する等、災害に向けた具体性を持った取り組みが行われている。今後は、災害時の食料や備品が確認できるように備蓄管理表の作成と、行政、警察等の関係機関と連携を深めていき、より実効性の高い訓練の実施が望まれる。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a	・ ㊦ ・ c
評価機関のコメント				
保育の標準的実施方法として「保育業務マニュアル」がある。理解への取り組みは、オリエンテーションを始め、園長・主任がその都度知らせたりする等、理解を深めている。また、新入職員には1年間サポートする体制があり、職員の違いによる保育の水準や内容の差異が無くなるように努めている。課題は、現場の保育が標準的な実施方法に基づいて実施されているか否かを確認する仕組みの構築である。				

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
標準的な実施方法の見直しについては、園長と主任が随時見直し、改善の機会を得ている。また、保護者からの意見や情報を反映できるように様々な方法で取り組んでいる。しかし、職員全体、組織全体での見直しが定期的の実施できておらず、今後は定期的に組織全体で質に関する検討や実施方法等を見直し、必要な部分を適切に改定することが望まれる。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
アセスメントに対する手順が定められており、各年齢に合わせた内容がそれぞれに策定されている。子どもの身体状況や保護者の生活状況、保育実施等のニーズが正確に把握されている。また、アセスメントで得た内容を踏まえた指導計画が策定され、一人ひとりの子どもを捉えたサービス実施計画ができています。今後は、サービス実施計画の評価、反省、見直しといったプロセスの明確な文書化を期待したい。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
指導計画の評価、見直しについては、職員参画の下で実施している。保護者の意向を把握する為にアンケートを実施し、指導計画の見直しに反映させている。また、職員の声が聞きやすい環境を作りとして、園長、主任が担任と一緒に週案、日案の反省や見直しを立案している。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
子ども一人ひとりの個別指導計画や児童票等が適切に記録されており、記録内容や書き方に差異が生じない取り組みとして、園長・主任がその都度、確認と指導をしている。また、職員周知に関する取り組みとして、ミーティングや終礼を行って最低限の情報共有はできている。しかし、情報共有を目的とした会議を定期的の実施しておらず、記録に関しても統一化した方法で行えていない。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
記録の管理規程について、オリエンテーションや職員会議等で定期的に教育や研修をし、職員に周知をしている。また、漏洩対策として書類の記入を職員室で必ず記入するよう努め、徹底することで個人情報の不適切な利用や漏洩がないようにしている。今後は、情報開示や保存、廃棄に関する規程を整備し、より充実した記録の管理体制を構築し、職員全体で共通理解が図られることを望みたい。。			

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-1(1) 保育課程の編成			
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保育課程は、法人本部で基本的な様式を決めているため、加筆、記入は園長責任の下で実施している。しかし、保育課程は子どもの発達過程や地域の実態等を考慮し、さらに保育に関わる職員の参画を求め、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」等を踏まえて編成することが望ましい。			
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-2(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもが安心して生活できるよう、室内の温度、空気、換気、採光等、清潔で過ごしやすいよう配慮している。床には柔らかい素材のフロアマットを敷いたり、職員手作りの牛乳パックの仕切りを作ったり、子どもがトイレに並ぶ際並びやすく怪我がないように足のマークを床に表示したり、スリッパ収納を設置する等、環境を工夫している。また、衛生面においては布団をリースで交換する等、子どもが心地よく過ごす環境が整備されている。			
A③ A-1-2(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの発達や生活リズムをしっかりと受け止め、一人ひとりの状態を十分に把握している。援助内容も、記録が指導計画に反映されている。また、「業務マニュアル」に記載してあるように「早くしなさい」と急かす言葉や、「ダメ」「いけません」等の制止させる言葉を不用意に用いないように職員に周知・徹底している。子どもをより理解するために、家庭環境や職員の配慮を記録し、職員間で共有する仕組み作りが期待される。			
A④ A-1-2(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行う	保 49	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
基本的な生活習慣が身につくように園と家庭が密に連携を取り、共通理解ができている。子どもの発達状況や生活状況、生活リズムにも考慮した上での環境整備、援助がされている。保育課程や「保育業務マニュアル」にあるように、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、子どもの主体性を大切にした保育が展開されている。今後は、乳児期の成長記録を年度毎に保管し、一人ひとりの発達状況がどの職員でも把握できるような体制作りを目指されたい。			
A⑤ A-1-2(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする 保育を展開している。	保 50	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
子どもが主体的に活動できるようにオープンスペースに玩具を配置し、自分で遊ぶ物を選べるような環境が整備されている。また、地域散策として午前中は出来るだけ散歩に出かけるように努め、身近な自然物に触れる機会も積極的に取り入れている。さらに、散歩を通じて社会的ルールや態度が身につく、地域の方との関わりを大切にしながら、豊かな人との関わり場を提供している。今後は、様々な園の行事に招いたり、地域行事に子どもが積極的に参加できるような取り組みが望まれる。			
養護と教育			
A⑥ A-1-2(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
乳児保育は、子ども一人ひとりの状況に応じた保育が実施されており、離乳食の対応として保護者と相談して発達、成長に合わせた物を提供できている。味覚を大切にする事や食材そのままの味を感じてほしいという方針の下、調味料を一切使わない配慮をしている。保育室の環境も職員が話し合い、部屋の環境設定は怪我のないように変更したり、手作り玩具を沢山作ることで温かい部屋の雰囲気が出来上がっている。			
A⑦ A-1-2(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの発達や特徴を踏まえ、指導計画に沿って子どもの気持ちを尊重した保育が実践されている。特に、探索活動が十分できるように、毎日散歩に出かけたり、保育室はコーナー遊びの環境を工夫したりして、子どもの安全に配慮しながら様々な遊びを取り入れている。さらに、音楽遊びを積極的に取り入れ、音楽に合わせて体を動かしたり、歌ったりする事で聞く力、リズム感、感性を養っている。			

	A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント				
3歳以上児は縦割保育で生活しており、生活や遊びを通して決まりの大切さや自ら判断して行動出来るように配慮して、子ども同士が関わりを深めている。子どもの育ちをしっかりと踏まえ、年齢に合わせた制作や活動を提供しており、子どもが感じた事や思ったこと、想像した事を年齢関係なく自由に表現できるような環境の設定に留意している。今後は、小学校就学に向けての学習の基盤の整備や、主体的な生活態度の基礎を培う保育の実践が期待される。				
障害のある子どもの保育				
	A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
障害のある子どもが安心して生活できる取り組みとして、臨床心理アドバイザーが指導計画の策定や担当職員の指導等、子どもの発達過程や障害の状態を専門的な立場で関わっている。さらに、会議で発達支援の研修を行なったり、職員が積極的に外部研修に参加する等、担当ではない職員も必要な知識や情報を得る事で、組織全体で支援ができています。また、保護者との連携も密にして、子どもの姿や発達課題について話し合い、共通認識を持てるように努めている。				
長時間にわたる時間				
	A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント				
子どもが安心して心地よく過ごす工夫として床をクッションフロアにしたり、長時間保育で乳児、幼児が共に生活するので事故や怪我のないよう仕切りを作ったりして、くつろげるスペースの確保に努めている。また、子どもの引き継ぎは、伝達書を通じて正確な情報の伝達が行われている。保護者が安心できるように、職員が対応できる仕組みができています。課題としては、長時間保育の計画が月案だけでなく、週・日案も作成されることが望ましい。				
小学校との連携				
	A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わりに配慮している。	保 56	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント				
今年度開設の新園で、小学校に就学した子どもを送った経験がない為、小学校との連携や保護者に対する就学への不安を取り除く事等の配慮はまだできていない。今後は小学校を訪問したり、地域の行事や行政との関わりを設けて、子どもや保護者が小学校の生活に対しての見通しが持てるようにしていきたい。また、保育の基本として自尊感情を育むことや、社会性を培うこと、知る楽しさや好奇心を大切に育む心を育てる保育の実践を望みたい。				
A-1-(3) 健康管理				
	A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント				
健康管理に関するマニュアルがあり、入園前の面談、日々の保育の中での視診や触診等を行い、一人ひとりの子どもの健康状態を把握し適切に対応している。「年間保健計画」を作成し、SIDSに関する知識を職員に周知・徹底しており、具体的な取り組みとして、午睡チェックは0歳児5分、1、2歳児は10分置きにチェックする等、十分な配慮をしている。さらに健康管理を充実させるため、常に家庭との密接な連携を図り、情報共有に努められたい。				
	A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント				
健康診断、歯科検診を定期的に受診しており、診断した結果を集計表で確認し、職員への周知を図っている。保護者に対しては通知書や連絡ノートに記載する等、家庭との連携を図っている。今後は、嘱託医や医療機関と連携を図り、診断結果を年間計画の中に取り入れ、適切な援助につなげていくことが望ましい。				
	A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
アレルギー児に対しては、入園前に栄養士と保護者で個別懇談会を必ず実行し、医師の診断書や指示書、保護者の意見・意向を基に子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。各クラスには「アレルギー児一覧表」を掲示し、給食を運ぶトレイは他児と違うものにして誤飲・誤食が絶対に起こさないように徹底している。周知や理解を深める為の取り組みとして、職員会議や給食会議でアレルギー児に関する情報や、誤食が起こってしまった際の対応を確認し、法人理念である安全・安心な保育に取り組んでいる。				

A-1-(4) 食育、食の安全			
	A ^⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント 食農指導員による巡回指導を中心に食育に取り組み、年間栄養計画を作成して子どもの発育に応じた食育を目指している。具体的には指導員による専門的な知識と技術を基に野菜の栽培から収穫を行い、クッキング保育等を通じて子どもが食べ物について考え食材を見たり触ったりすることによって感じる心を育てたり、育てた野菜を収穫し調理して食べる事で食べ物大切さを知り、嫌いな食材でも食べてみたいと思えるように工夫をしている。			
	A ^⑯ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント 管理栄養士作成の献立表を基に、毎日、園で温かい手作り調理が提供されている。栄養士と調理員は定期的に子どもと一緒に給食を食べる機会があり、子どもの食事の様子や子どもの声を聞いて雰囲気を確認している。さらに、クラス担任と連携して毎日嗜好調査や残食調査を実施し、結果を参考にして食事内容や調理の改善を図っている。衛生管理のマニュアルがあり、衛生管理が適切に行われ、食中毒等の発生にも対応できる仕組みが確立されている。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
	A ^⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	a ・ ② b ・ c
評価機関のコメント 運営委員会やアンケートにて保育内容や保育方針について意見を交換し、入園式、行事等を通じて保護者も実際に保育実践の場に参加することで子どもの姿を直接感じる事が出来ている。家庭への情報発信として、連絡帳や教室の前に設置してあるホワイトボード、ブログ等で子どもの様子を知らせている。家庭との連携の課題として、その月の歌や絵本等、ねらいを「園だより」や「クラスだより」で知らせ、保護者と子どもの成長を共有して支援していくことが望まれる。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
	A ^⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント 子育て支援の取り組みとして、臨床心理士による子育て相談を行ったり、保護者が相談しやすい雰囲気作りとして相談窓口が複数揃えられていたり、相談スペースの確保、降園時の玄関には園長と主任が立って保護者とのコミュニケーションを大切にしている。個々の事情に配慮した相談にも適切に応じる体制が整えられており、保護者が安心して子育てができる仕組みができている。			
	A ^⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ② b ・ c
評価機関のコメント 虐待予防の取り組みとして、職員はマニュアルや研修を通じて虐待に対する理解を深めている。早期発見ができるように日々の視診や虐待防止チェックシートを記入する等、常に子どもの心身の状態を確認し、虐待防止に向けて取り組んでいる。虐待が疑われる場合には、情報が園長に必ず届く体制が整備されている。今後は、研修の機会を増やして周知徹底し、関係機関との連携もより深くしていきたい。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A ^⑳ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ② b ・ c
評価機関のコメント 職員自らの保育実践を振り返る機会として、1年に1回自己評価を実施している。しかし、振り返る機会が個別だけなので、今後は、職員相互で話し合う機会を作って自己評価の内容を様々な視点から検証、分析することが望ましい。さらに、一人では気付けなかった保育の良さや課題の確認につなげ、次の保育実践に向けて改善し、組織的に保育の質の向上へ向けに取り組まれない。			